

受益者負担見直しガイドライン抜粋

1. 使用料見直し(受益者負担)の考え方

市が提供しているサービスや施設の管理運営に係るコストは、使用料のほか市税等の公費によって賄っており、サービスを利用しない人も税金によるコストを負担しています。そのため、利用者に応分の負担を求め、負担の公平性・公正性を確保し「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。このことから、地区体育館の使用料を設定し、有料化を図るものです。

2. 利用料の算定について

算定に当たっては「入間市受益者負担見直しガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に則って行う。

(1) 利用料の算定方法

- ① 施設の管理運営に必要なランニングコストを算出
- ② 1㎡当たりのコストを算出したうえで、利用面積、利用時間に乗じてコストを算定
- ③ 受益者負担率を乗じて使用料を算定

・ランニングコスト

人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務、通常の施設管理運営に係る職員等人件費
物件費	需用費（光熱水費、消耗品費、修繕費等）委託料（保守委託、管理委託等）、役務費（通信運搬費、保険料等）など通常の施設の管理運営に係る物件費

(2) 受益者負担割合

公共施設としての必要性や収益性を勘案して判断する。ガイドラインに基づき、体育館や野球場等は50%、サッカーコートやテニスコート等は100%とする。

<参考:ガイドライン抜粋>

・公の施設の性質に応じた標準的な受益者負担の考え方

